

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する 損害補償に関する条例施行規則

昭和 37 年 11 月 16 日

条 例 第 115 号

災害に伴い応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例施行規則をここに公布する。

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例施行規則

(総則)

第 1 条 この規則は、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和 37 年岐阜県条例第 31 号。以下「条例」という。)第 4 条の規定に基づき、条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求)

第 2 条 条例第 2 条の規定による損害補償を受けようとする者は、別記様式による損害補償費支払請求書を知事に提出するものとする。

(支払請求書の添付書類)

第 3 条 前条の規定による損害補償費支払請求書には、住民票の謄本および次の各号に掲げる損害補償の種目に応じ、それぞれの当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 1 療養補償 医師の診断書および災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号)第 15 条第 2 項各号に掲げる療養に関する請求書又は領収書
 - 2 休業補償 負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができず、かつ、従前の収入を得ることができない等補償を必要とする理由を詳細に記載した書類
 - 3 傷害補償 身体障害の程度および療養開始以来の経過を詳細に記載した医師の診断書
 - 4 遺族補償および葬祭補償 医師の診断書および死亡者との関係を証明する書類
 - 5 打切補償 療養の経過、症状全快までの見込期間等に関する医師の意見書
- 2 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 71 条第 2 項の規定により知事の権限に属する事務の一部を行うこととされた市町村長が発した従事命令によって応急措置の業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の損害補償費支払請求書には、前項に規定する添付書類のほか、公用令書、又は従事命令を発した旨の市町村長の証明書を添付しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 57 年 2 月 5 日規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 57 年 11 月 9 日規則第 104 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成元年 11 月 24 日規則第 77 号)

- 1 この規則は、平成元年 12 月から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により公布されている合格証、許可書等の証書は、この規則による改正後の規則の規定により交付された証票とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

付 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 113 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

損害補償費支払請求書

請求第 回

<p>災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例第2条の規定による損害補償費を支給されるように別添書類をそえて請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 ⑩</p> <p>岐阜県知事様</p>		
損害補償の種目	療養補償・休業補償・障害補償・遺族補償・葬祭補償・打切補償	
負傷、疾病又は死亡した者の住所氏名	住 所	
	氏 名	
負傷、疾病又は死亡した日時及び場所	日 時	
	場 所	
負傷、疾病又は死亡の原因		
傷病名、傷病の程度及び身体の状況		
公用令書の発付年月日及び番号		